

令和3年6月29日
航空局安全企画課

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い 小型無人機等の飛行が禁止される空港及び期間の指定について ～仙台空港(令和3年7月13日～同年8月1日)を指定しました～

国土交通省は、「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に基づき、小型無人機等の飛行が禁止される空港及びその期間として仙台空港(令和3年7月13日～同年8月1日)を指定しましたので、お知らせいたします。

本年7月23日から9月5日までの間に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるところ、大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するため、主要な大会関係空港等における小型無人機等の飛行による危険の未然防止を図る必要があります。

国土交通省は、「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に基づき、小型無人機等の飛行が禁止される空港及び期間を指定しました。指定された対象空港とその周辺では、指定された期間中、小型無人機等(ドローン、ラジコン飛行機、パラグライダー等)の飛行が原則禁止となりますので、ご注意ください。

詳細な内容については、告示をご確認ください。

(URL: https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk1_000080.html)

なお、下記の指定期間にかかわらず、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港等の8空港については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に基づき小型無人機等の飛行が原則禁止されております。また、その他の空港も含め、空港等の周辺の空域等では、航空法により原則として無人航空機等の飛行が禁止となっておりますのでご注意ください。

(URL: https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

【概要】

対象空港及び指定期間

仙台空港(令和3年7月13日～同年8月1日)

※参考

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのドローンの飛行規制について
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop08/list/detail/1372975_00001.html
(スポーツ庁ホームページ)
- 小型無人機等飛行禁止法に関する情報
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000023.html (国土交通省ホームページ)

【問い合わせ先】

航空局安全部安全企画課 金子(内線 48-298)、高垣(内線 48-163)
TEL 直通 03-5253-8696 代表 03-5253-8111